明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二dBm以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値	
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値	
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	1　八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇dBm以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	
九四五MHz以上九六〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	

	2　1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値	一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	
一、四七五・九MHz以上一、四九六MHz未満	1　七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値 2　一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五dBm以下の値 3　1及び2に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	
一、四九六MHz以上二、五一〇・九MHz以下	1　一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	